

平成28年第15回 川島町教育委員会定例会

川 島 町 教 育 委 員 会 会 議 録

平成28年11月24日

川 島 町 教 育 委 員 会

平成28年第15回川島町教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成28年11月24日(木)午後1時30分から午後3時32分
- 2 場 所 川島町役場第2委員会室
- 3 出席者 中村正宏教育長、菊池建太教育長職務代理者、福島 彰委員、
及川三栄子委員、猪鼻恵美子委員
- 4 欠席者 なし
- 5 執行部 粕谷副教育長兼教育総務課長、関生涯学習課長等
- 6 会議日程
 - 日程第 1 会議録署名委員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 前回会議録の承認
 - 日程第 4 教育長報告
 - 日程第 5 (議案第58号) 川島町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例を定めることについての意見について
 - 日程第 6 (議案第59号) 川島町奨学金利子助成事業実施要綱を定めることについて
 - 日程第 7 (議案第60号) 平成28年度川島町一般会計補正予算(第4号・第5号)の意見について
 - 日程第 8 (議案第61号) 川島町指定無形民俗文化財の指定について(諮問)
 - 日程第 9 (報告第21号) 平成28年度就学援助受給申請者の認定について
- 7 議事の経過 別紙のとおりを定めること
- 8 傍聴人 なし
- 9 書 記 教育総務課主幹 山崎 清

事務局職員 事務局より報告します。
本日の定例会に傍聴人はおりませんでした。

【開 会】

教 育 長 皆さん、こんにちは。
本日の出席委員は、4名全員であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。また、事務局からは副教育長兼教育総務課長、生涯学習課長等が出席しております。
ただ今から平成28年第15回教育委員会定例会を開会いたします。

【日程第1 会議録署名委員の指名】

教 育 長 会議録署名委員の指名につきまして、署名委員は、菊池教育長職務代理者をお願いいたします。

【日程第2 会期の決定】

教 育 長 会期の決定ですが、本日限りとします。

【日程第3 前回会議録の承認】

教 育 長 平成28年第14回教育委員会臨時会会議録の承認について、質疑等がありましたら挙手をお願いします。

菊池教育長職務代理者 5ページの福島委員の質疑の中で、「名称だけを積み上げてきているので、」とはどういう意味ですか。

福 島 委 員 5ページの中段の私の発言で、名称とは校名になりますが、「名称だけを積み上げてきているので、流れがわからなくなると領域が見えなくなることがあります。議員のみなさんも責任ある立場にあるので、領域を超えないようにしていただきたい」を「経緯については、わかりやすい方法で提案してください。」に訂正してください。

菊池教育長職務代理者 また、6ページの報告20号「教科書謝礼問題に係る指導について」の発言で「役所での入札問題で一職員が問題を起こさぬように、」の後に「規制がされています。」を加えていただきたいと思います。

菊池教育長職務代理者 7ページの上段の及川委員の発言で、「教科書会社が学校へ入ってきて、教科書採択に携わっています。」の記載はどうですか。

及 川 委 員 7ページの2行目の私の発言の後段部分中で、「入ってきて、教科書採択に携わっています。」を「来校する頻度も減少し、資料の情報提供のみとなります。」に訂正をお願いします。

菊池教育長職務代理者 閉会の前の教育長の追加報告発言はどうですか。

福 島 委 員 この件については、会議録に残すか残さないかということになりますが、西中の生徒が行方不明となり、その後発見されたという経

過報告がありましたが、残すのならこのような経過報告も記載した方がよいと思います。

教 育 長 この報告は、まだ続いていて決着がついていないので、議事録に残さぬようにしたいと思います。

福 島 委 員 教育委員会の関わりがあるので、教育委員の皆さんの判断になります。

東松山市の事件では、東松山市及び川越市の教育委員会が事件を検証しているように、教育委員会の事務は多様になります。

個人的には、危機意識をもっています。

これからは、不登校等の課題がある生徒は、学校や教育委員会でのように対応するか議論が必要と思います。

菊池教育長職務代理者 私の意見は、教科書謝礼問題の後に、西中の生徒の行方不明が急に出てきたので、どうなのかなということです。

最初の教育長報告に掲載したらと思います。

教 育 長 前回の会議録については、上記のことを修正し、西中の生徒の行方不明の件については、教育長報告に掲載します。

教 育 長 他に質疑がないようなので、承認します。

【日程第4 教育長報告】

教 育 長 ここで、私から報告がございます。

教 育 長 西中の女子生徒については、現在特別教室で授業を受け、家庭訪問を実施しています。携帯電話やスマートフォンの使用については、学校や家庭を含めて、町を挙げて対応したいと考えています。

教 育 長 以上で報告を終わります。

教 育 長 本日の議題の日程第5（議案第58号）「川島町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例を定めることについての意見について」及び日程第7（議案第60号）平成28年度川島町一般会計補正予算（第4号・第5号）の意見については、町長又は議会に対する意見の申出に関するに該当するため、川島町教育委員会会議規則第12条第1項第3号の規定により、非公開とすることを提案します。

また、日程第9（報告第21号）「平成28年度就学援助受給申請者の認定について」は、個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあることに該当するので、同会議規則第12条第1項第4号の規定により、当議案についても、非公開とすることを提案します。

教 育 長 議案第58号、議案第60号及び報告第21号につきまして非公開にすることについて、ご異議はございませんか。

(異議なし)

教 育 長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって、議案第58号、議案第60号及び報告第21号につきましては、非公開とします。

※ 非公開審議のため、質疑・意見等の発言記録を削除して町ホームページに掲載

【日程第5 議案第58号】

教 育 長 それでは、議事に入ります。

議案第58号「川島町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例を定めることについての意見について」事務局から説明させていただきます。

副教育長兼教育総務課長 (説明)

教 育 長 事務局より説明がありましたが、議案第58号「川島町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例を定めることについての意見について」、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

教 育 長 他に質疑がないようなので、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。議案第58号「川島町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例を定めることについての意見について」に対し、異議がございませんか。

(意義なし)

教 育 長 意義なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって、議案第58号「川島町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例を定めることについての意見について」は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

【日程第6 (議案第59号)】

教 育 長 続きまして、議案第59号「川島町奨学金利子助成事業実施要綱を定めることについて」事務局から説明させていただきます。

副教育長兼教育総務課長 (説明)

教 育 長 事務局より説明がありましたが、議案第59号「川島町奨学金利子助成事業実施要綱を定めることについて」に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

菊池教育長職務代理者 提携教育ローンを借りて、元利金を償還した場合は、10年間利息の一部を助成していただけるということですか。

副教育長兼教育総務課長 民間の提携教育ローンは、貸付金額を多く借り入れることができますが、育英資金の返還期間が7年ということで、10年程度が適当であると判断し、川島町に在住し10年以内であれば、利息の一部を助成するという事です。

福 島 委 員 生活が困窮し、教育ローンの元利金を返還できなくて、延滞利子が発生した場合は、延滞利子も助成の対象となるのですか。

また、第8条に偽り等不正の手段の場合は、助成金を返還することになっていますが、借りた奨学金を返還できなくなった場合のことが載っていないのはどうゆうことですか。

副教育長兼教育総務課長 延滞利子は、助成金の対象外とします。また、信用保証の関係は、借入者、金融機関と保証会社の間で行うこととなります。

返還金を支払っていない場合は、行政は関わらないこととなります。

及川委員 副教育長兼教育総務課長 この件については、金融機関から提案がされたのですか。

町指定金融機関の埼玉りそな銀行から提案されました。銀行側は、銀行サービスで、教育ローン等を借りてもらいたい考えがあります。役所で利息の補てんをしていただければ、借りる方も多くなるのでありがたいということになりました。また、経済的支援が必要な方は、無利子の町育英資金を借りられることとなります。

菊池教育長職務代理者 副教育長兼教育総務課長 第3条の後段にある「予算の範囲内で助成金を支給するものとする。」と記載がありますが、どの位を見込んでいるのですか。

提携金融機関4行で、教育ローン借入実績が年間10件程度です。例えば20名の方が上限の174万円を借りた場合、2%の利子ですと、69万6千円となりますので、それを予算として確保するものです。日本学生支援機構奨学金は、件数が不明ですが、双方で35名程度見込んでいます。

教育長 他に質疑がないようなので、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。議案第59号「川島町奨学金利子助成事業実施要綱を定めることについて」意義ございませんか。

(意義なし)

教育長 意義なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって、議案第59号「川島町奨学金利子助成事業実施要綱を定めることについて」は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

非公開審議のため、質疑・意見等の発言記録を削除して町ホームページに掲載

【日程第7 (議案第60号)】

教育長 続きまして、議案第60号「平成28年度川島町一般会計補正予算(第4号・第5号)の意見について」事務局から説明させていただきます。

副教育長兼教育総務課長 (説明)

教育長 事務局より説明がありましたが、議案第60号「平成28年度川島町一般会計補正予算(第4号・第5号)の意見について」に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

教育長 他に質疑がないようなので、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。議案第60号「平成28年度川島町一般会計補正予算(第4号・第5号)の意見について」意義ございませんか。

(意義なし)

教育長 意義なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって、議案第60号「平成28年度川島町一般会計補正予算(第4号・第5号)の意見について」は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

【日程第8（議案第61号）】

- 教 育 長 続きまして、議案第61号「川島町指定無形民俗文化財の指定について（諮問）」を事務局から説明させていただきます。
- 生涯学習課長（説明）
- 教 育 長 事務局より説明がありましたが、議案第61号「川島町指定無形民俗文化財の指定について（諮問）」に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。
- 及 川 委 員 地域の伝統芸能は、後継者がいないとか子どもがいないから衰退していくが、行政等が無理にやっていると、重荷になることがありますが、転入者等の新たな人材を加えたらよいと思います。
- 生涯学習課長 現在は、転入した人も受け入れる地域やその地域の方のみの場合があります。例えば、地域在住でないと受け入れないというケースもありますし、伊草の獅子舞は、窓口を広げています。祭事でなく、芸能として継続していくことも必要と思います。
- 菊池教育長職務代理者 庁舎の落成式には、5団体が伝統芸能を奉納したので、そのような芸能団体を、文化財に指定するのは良いと思います。
- 生涯学習課長 町民会館で郷土芸能を披露した経緯がありますが、長い団体ですと、2～3時間演技しますので、多くの団体は中々披露できない現状となっています。万作サミットも30回目の節目を迎えますので、声をかけていきたいと思います。
- 福 島 委 員 伊草の獅子舞以外は衰退している状況ですが、町として文化財の育成を図るために補助し、発表の場を設けること等が重要と考えます。
- また、山ヶ谷戸獅子舞は、衰退し活動を中止しているが、獅子頭等を保存していくには費用がかかります。
- 曲師の獅子舞は、休止しているが、獅子頭を奉納しています。舞は、後継者がいないとできなくなるが、祭礼の時は、獅子頭をもち集落を廻ります。獅子頭等の維持管理に費用がかさむので、町が獅子頭等の維持管理の補助金を支給することも必要だと思います。
- 菊池教育長職務代理者 このことは、今年度教育行政の柱になっていました。
- 及 川 委 員 文化芸能は、長年の大切な行事であっても住民たちの生活様式が変われば町全体が変わってゆこうとする方向性とのバランスも考えねばならず、維持することが困難な状況になっているところに、単に支援をするのは、今後町の動きとズレが出てこないか懸念されます。当事者の方々の話しを十分聞き、状況をみる必要があると考えます。無理をしてまでの維持管理は、如何なものかと思えます。実情はどうか。
- 生涯学習課長 団体の重荷とならないよう進めていきたいと考えています。獅子舞については、笛の継承が難しいとの話しも聞いています。講習会の開催などフォローできるところは実施していきたいと考えています。また、獅子頭の保存等については、統合後の校舎の一部を資料館として活用していくなど、検討してまいります。
- 福 島 委 員 目録に載ってなく活動していない団体も、調査していただきたい。

また、埋蔵文化財についても、町史編さんや県の埋蔵文化財調査事業団に保存してあるものを、町の歴史資料館に展示の活用をお願いしたい。それから目録を文化財保護審議会に諮っていただきたい。

生涯学習課長

過去の埋蔵文化財の目録や発掘した埋蔵文化財の一部は、町で保管しています。文化財目録については、本年度に再調査を行う予定です。また、圏央道で発掘された埋蔵文化財は、県の埋蔵文化財事業団が保管しています。埋蔵文化財事業団と調整して、早ければ来年の夏頃展示をしたいと考えています。

教 育 長

他に質疑がないようなので、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。議案第61号「川島町指定無形民俗文化財の指定について（諮問）の意見について」意義ございませんか。

（意義なし）

教 育 長

意義なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって、議案第61号「川島町指定無形民俗文化財の指定について（諮問）の意見について」は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

※非公開審議のため、質疑・意見等の発言記録を削除して町ホームページに掲載

【日程第9（報告第21号）】

教 育 長

続きまして、報告第21号「平成28年度就学援助受給申請者の認定について」事務局から説明させていただきます。

副教育長兼教育総務課長

（説明）

教 育 長

事務局より説明がありましたが、報告第21号「平成28年度就学援助受給申請者の認定について」に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

（特になし）

教 育 長

この報告は、教育長への委任事項ですので、質疑がないようなので了承願います。

【閉 会】

教 育 長

以上をもちまして、平成28年第15回教育委員会定例会を閉会とします。